

# 佐伯市木造住宅耐震化促進事業(改修)

## 事業の概要

- ・ この事業は、地震に対する市民の安全性を図り、大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、木造住宅の耐震改修工事を行った住宅の所有者に対して、耐震改修工事費用(工事監理に要する経費を含む。)の一部を補助する事業です。

## 耐震改修とは

- ・ 耐震診断により、地震に対する強度が不足していることがわかった住宅の強度を高める耐震設計を行い、再診断を行って安全性を確認後、その設計に基づき行う補強工事のことです。  
工事途中で現場を見せていただくことがあります。

## 対象となる建物

- ・ 1～6のすべてに該当する住宅が対象です。
  - 1 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものを含む。)で、事前の耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの
  - 2 所在地が佐伯市内である住宅
  - 3 構造が丸太組工法、型式適合認定住宅工法以外の住宅
  - 4 地上階数が2以下の住宅
  - 5 受講登録者が耐震補強設計を行い、補強後の上部構造評点が1.0以上となる住宅
  - 6 平成30年2月20日(火)までに完了の報告ができる住宅

## 補助額

- ・ 耐震改修工事に要する費用の2/3以内の額(千円未満は、切り捨て)かつ80万円を限度とします。

\* 耐震改修工事費用が、

例1 1,200,000円の場合・・・2/3は、800,000円となり支払額800,000円

例2 950,000円の場合・・・2/3は、633,333円となり支払額633,000円(千円未満切り捨て)

例3 1,500,000円の場合・・・2/3は、1,000,000円となり支払額800,000円(限度額)

## 申請の受付

- ・ 受付期間 平成29年6月1日(木)から平成29年12月25日(月)まで
- ・ 受付予定件数 20件  
申請件数が受付予定件数に達した場合は、受付を締め切ります。

## 注意事項

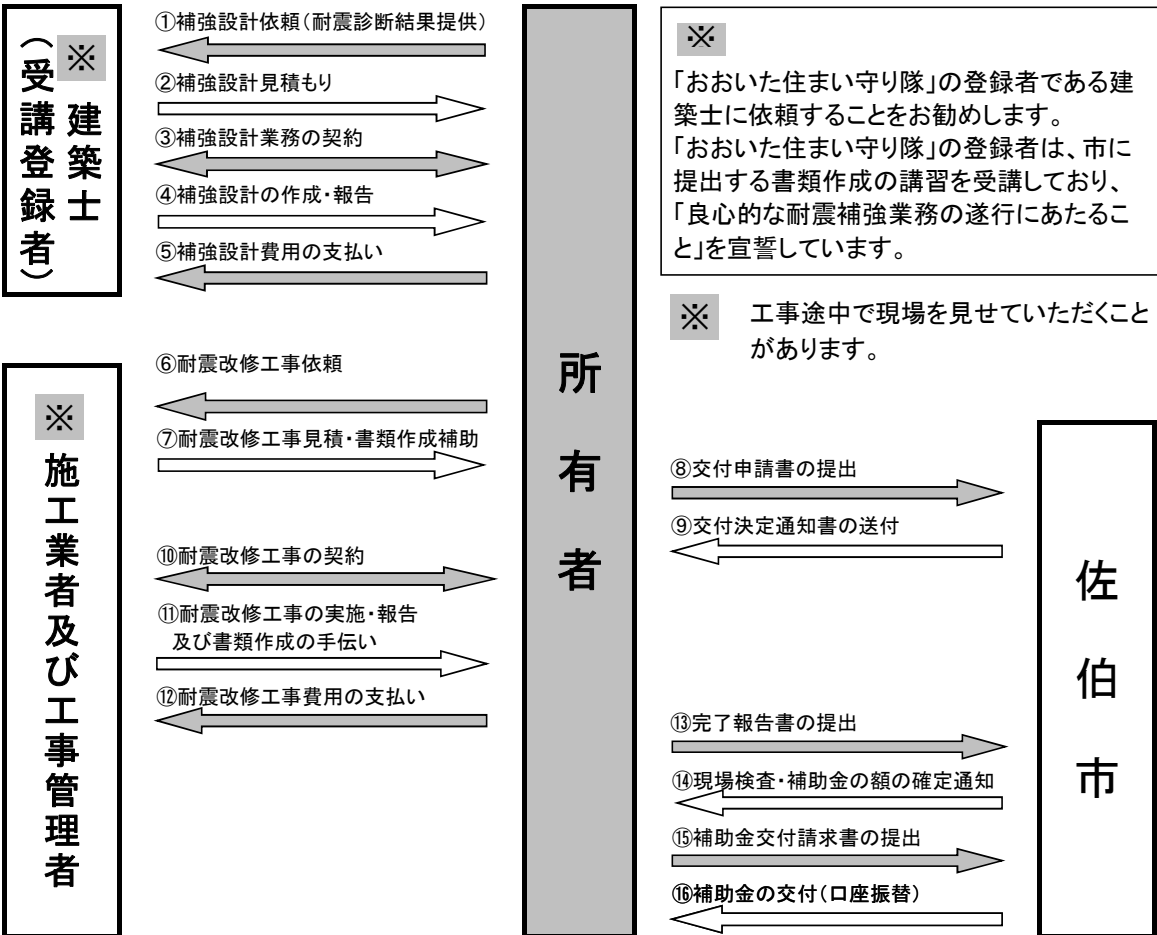
- ・ 今回の補助事業は、すでに行われた耐震改修工事に対して補助金を支払うものではありません。補

助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要ですので、ご注意ください。

し、大分県総合防災推進協議会に登録した者のことです。受講登録者には登録証を発行していますので、調査の際には、必ず登録された業者であるかご確認ください。

- ・ 本事業における耐震診断とは、一般財団法人日本防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により行う診断のことです。
- ・ 補助の対象費用に消費税は含みません。

# 耐震改修補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかにご連絡ください。

	必要書類	様式
⑧ 交付申請	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(改修)	様式第1号の2
	2 耐震改修工事を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し(確認通知書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書又は家屋課税台帳など)	同一年度又は前年度に診断補助申請を行った場合は、書類の省略可
	3 耐震改修工事を実施しようとする住宅の付近見取図及び概略平面図	
	4 耐震診断表の写し	
	5 暴力団等でない旨の誓約書	
	6 耐震改修後の上部構造評点及び総合評価を示す書類	
	7 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面	
	8 耐震改修工事の実施予定箇所の施工前の写真及び建物全体が分かる写真並びにそれらの撮影方向を記載した概略平面図(6に記載した場合は、省略可)	
	9 耐震改修工事費の内訳書(税抜金額及び消費税額が分かるもの。) ※工事監理費の見積書(補助対象経費に含む場合に限る。)	
	10 その他、市長が必要と認める書類	
⑬ 完了報告	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業完了報告書	
	2 耐震改修工事費用の分かる領収書の写し(税抜金額及び消費税額が分かるもの。) ※工事監理費の領収書の写し(補助対象経費に含む場合に限る。)	
	3 耐震改修工事の実施箇所の施工状況写真(工事看板を含む。)及び完了写真	
	4 耐震改修工事完了後の建物全体が分かる写真	
	5 耐震改修工事実施の内容を示す概略平面図(写真の撮影方向を記載)	
	6 耐震壁を構成する建築材料(構造用合板、金物等)の現場搬入写真及び出荷証明書の写し	
	7 その他、市長が必要と認める書類	